

随意契約理由書

本工事は、大阪府立新工業系高等学校(仮称)の改築事業に伴う機械設備工事です。

改築事業は、泉尾工業高等学校、東淀工業高等学校及び生野工業高等学校の3校を1校に再編整備して魅力化を図ることを目的として、東淀工業高等学校の敷地において、令和10年度の開校に向け令和7年度から令和9年度にて新たに校舎整備を行うものです。

本工事は、当初令和7年6月12日に入札公告し令和7年7月16日に開札しましたが入札者が無かったため、機械設備工事を衛生設備と空調設備(1～3工区)の計4工区に分離して令和7年8月28日に再度入札公告し令和7年10月3日に開札しましたが全工区とも入札者がありませんでした。

公共建築室では建築、電気及び機械の各工事を分離して入札発注し、「大阪府立新工業系高等学校(仮称)改築工事」及び「大阪府立新工業系高等学校(仮称)改築電気設備工事」については落札決定に至りましたが、本工事は未決定の状態です。

事業継続のためには、各工事が密接に調整を行い、相互連携して作業していくことが不可欠であり、本工事の請負契約締結時期が遅れることは、事業スケジュールに大きな影響を及ぼします。

早急に契約しなければ新校の開校スケジュールに間に合わせる契約機会を失い、開校時期が遅れることで新校運営に多大な影響が生じることから、地方自治法施行令第167条の2第1項第6号(競争入札に付することが不利と認められるとき)の規定に基づき、競争入札を継続することなく随意契約により工事請負者を決定することが適当と考えます。

以上のことから、都市整備部入札参加資格審査会で選定された50者から見積書を徴取し、予定価格の範囲内であれば、地方自治法施行令第167条の2第1項第6号により随意契約を行うものです。